中井町空き家適正管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家・空地対策事業の一環として、空き家バンクへの登録を促進することで、空き家の適正な管理及び有効な活用を推進し、移住・定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、空き家バンク登録物件の適正管理及び売却に係る経費に対し中井町空き家適正管理補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、中井町補助金等の交付に関する規則(平成10年中井町規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、中井町空き家バンク設置要綱(平成29年策定)の例による。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 中井町空き家バンク設置要綱第4条第2項の登録を受けた空き家の所有者等であること。
 - (2) 中井町空き家バンク設置要綱第4条第2項の登録を受けた空き家について売買契約を締結していること。
 - (3) 町税を滞納していないこと。
 - (4) 業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者でないこと。
 - (5) 中井町暴力団排除条例(平成23年中井町条例4号)第2条第3号に規定 する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (6) 中井町暴力団排除条例(平成23年中井町条例4号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、空き家バンク登録物件の適正管理及び売却に係る経費

への補助として1件につき10万円とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中井町空き家適正管理補助金申請書(第1号様式)を当該空き家の売買契約を締結した日から6か月以内に町長に提出しなければならない。
- 2 中井町空き家適正管理補助金申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該空き家の売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
 - (2) 当該空き家の位置図
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を 審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、中井町空き家適正管理補助金交 付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付申請を行った 者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、速やかに中井町空き家適正管理補助金交付請求書(第3号様式)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、中井町空き家適正管理補助金交付請求書が提出されたときは、 速やかに補助金交付決定者に補助金を交付するものとする。

(調査)

第9条 町長は、補助金の適正執行のために必要があると認めるときは、補助金の交付申請を行った者、補助金交付決定者、当該空き家の買主等に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金交付決定者が第5条の規定による申請に関し、偽りそ

- の他不正な行為を行ったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助金交付決定者は、 既に交付を受けた補助金があるときは、町長が定める期限までに当該補助金 を返還しなければならない。

(空き家の売主の努力義務)

第11条 空き家の売主は、当該空き家の建築時期、過去の耐震診断の有無、その結果等当該空き家の買主が耐震診断及び耐震改修工事を行うにあたって必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に際し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に締結した空き家の売買契約から適用する。

第1号様式(第5条関係)

中井町空き家適正管理補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

中井町空き家適正管理補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

売買契約締結日		年 月 日
空き家バンク登録番号		号
他の補助金の利用	有・無	利用する補助金の名称

申請にあたり私は、中井町空き家適正管理補助金の交付決定に必要な範囲において、町長が私に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。 併せて、私は次の事項を誓約します。

- (1) 要綱第3条に規定する要件を全て満たし、かつ、本申請内容には虚偽がないこと。
- (2) 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、要綱第 10 条 第 2 項に基づく返還命令に従い、補助金を返還すること。

添付書類(添付する書類に 図をすること。)

当該空き家の売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
当該空き家の位置図
その他町長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

中井町空き家適正管理補助金交付(不交付)決定通知書

第 号年 月 日

様

中井町長印

年 月 日付けで申請のありました中井町空き家適正管理補助金については、 交付(不交付)の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

空き家バンク登録番号	号
交付又は不交付の別	交付・不交付
交 付 額	
不交付の理由	
備 考	

第3号様式(第7条、第8条関係)

中井町空き家適正管理補助金交付請求書

年 月 日

中井町長 殿

 (請求者)

 住 所

 氏 名
 印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた中井町空き家 適正管理補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

円

2 振込先

金融機関名								・農業協同組合 金庫・信用組合
本支店名							本支	店·支 店 所·出 張 所
口座種別		当	座	•	普	通		
口座番号								
口座名義人	フリガナ							